

国債補完供給の実施条件の緩和措置の期限延長について

日本銀行は、国債レポ市場における流動性改善のため、国債補完供給の実施条件の緩和措置を実施していますが、同措置の実施期限を本年10月29日から2011年1月31日まで延長することとしましたのでお知らせします。

なお、本年8月2日公表の「市場慣行の変更を踏まえた国債補完供給の実務運用の変更について」によりお知らせしました、国債取引にかかる市場慣行変更を踏まえた実務運用の変更については、予定どおり、11月1日から実施します。このため、実施条件の緩和措置のうち、オファー実施希望受付時間の後倒し（午前9時～午前11時30分→午前9時～午後1時）については、同措置の対象から外すこととします。

記

1. 実施要件

従来の取扱い（2008年9月12日以前）	2011年1月31日までの取扱い
原則として、1銘柄につき <u>3先以上</u> からオファーの実施の希望を受けた場合	原則として、1銘柄につき <u>1先以上</u> からオファーの実施の希望を受けた場合

2. 1回のオファー当たりの対象先別の応札上限額

	従来の取扱い (2008年9月12日以前)	2011年1月31日までの取扱い
応札総額 の上限	売却予定総額の50%	売却予定総額の100%
銘柄別の 応札上限	銘柄別の売却上限額の50%	銘柄別の売却上限額の100%

3. 最低品貸料

従来の取扱い（2008年10月14日以前）	2011年1月31日までの取扱い
1%	0.5%